

集团的自衛権に係る政府の答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年一月二十七日

櫻井充

参議院議長 山崎正昭殿

集団的自衛権に係る政府の答弁に関する質問主意書

私が昨年提出した「集団的自衛権に関する質問主意書」（第百八十七回国会質問第三五号）に対する答弁書（内閣参質一八七第三五号）において、政府は集団的自衛権の定義を「一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されている」と答弁している（以下「本件答弁」という。）。本件答弁についてさらに詳細を知りたいため、以下質問する。

- 一 本件答弁における「自国と密接な関係」の定義を明らかにされたい。
 - 二 本件答弁における「武力攻撃」の定義を明らかにされたい。
 - 三 前記二に関し、「武力攻撃」の主体には、いわゆるイスラム国のような日本政府が国家として承認していない相手も該当するのか、政府の見解を明らかにされたい。
- 右質問する。

